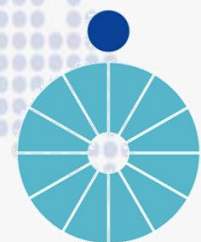


大学等における国際交流に関する現状と取組

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）



文部科学省



グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成



背景・課題

- コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学の回復と大学間の国際交流の促進が必要。
- 急激な人口減少が進む中で、高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。
- グローバル化が進む中で、日本人学生も世界に飛び出し、多様な文化や価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。

事業内容

令和5年度予算額(案) 372億円 令和4年度第2次補正予算額 6億円

1. 大学教育のグローバル展開力の強化 40億円(40億円) 2. 大学等の留学生交流の充実 332億円(333億円)

(1) 大学の体制の国際化 26億円(30億円) (1) 大学等の留学生交流の支援等 78億円(71億円)

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 26億円
37件(トップ型13件/グローバル牽引型24件)
(平成26年度-令和5年度)

「トビタテ!留学JAPAN」を発展的に推進しつつ、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化に取り組む。

- 大学等の海外留学支援制度 78億円
(学位取得型) 大学院: 350人 学部: 250人 } (臨時等の渡航支援金3,468人を含む)
(協定派遣型) 16,900人
(協定受入型) 5,000人

(2) 教育プログラムの国際化 13億円(11億円) (2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 255億円(262億円)

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

- 米国等との大学間交流形成支援(新規)
(令和5年度-令和9年度: 13件程度)
- インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
(令和4年度-令和8年度: 14件程度)
- アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
(令和2年度-令和6年度: 8件)
- アジア高等教育共同体(仮称)形成促進
(令和3年度-令和7年度: 21件)
- 日-EU戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
(平成31/令和元年度-令和5年度: 3件)

世界から優秀な学生を受け入れ、高度専門人材としての定着を促進するため、日本留学の魅力発信を強化するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援すること等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

- 日本留学への誘い、入口(入試・入学・入国)の改善 10億円
・日本留学海外拠点連携推進事業 6拠点 等
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等 244億円
・国費外国人留学生制度 11,148人
・留学生受入れ促進プログラム 6,611人
・高度外国人材育成課程履修支援制度 800人
・留学生就職促進プログラム(令和5年度-令和7年度: 3拠点) 等

趣旨

- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

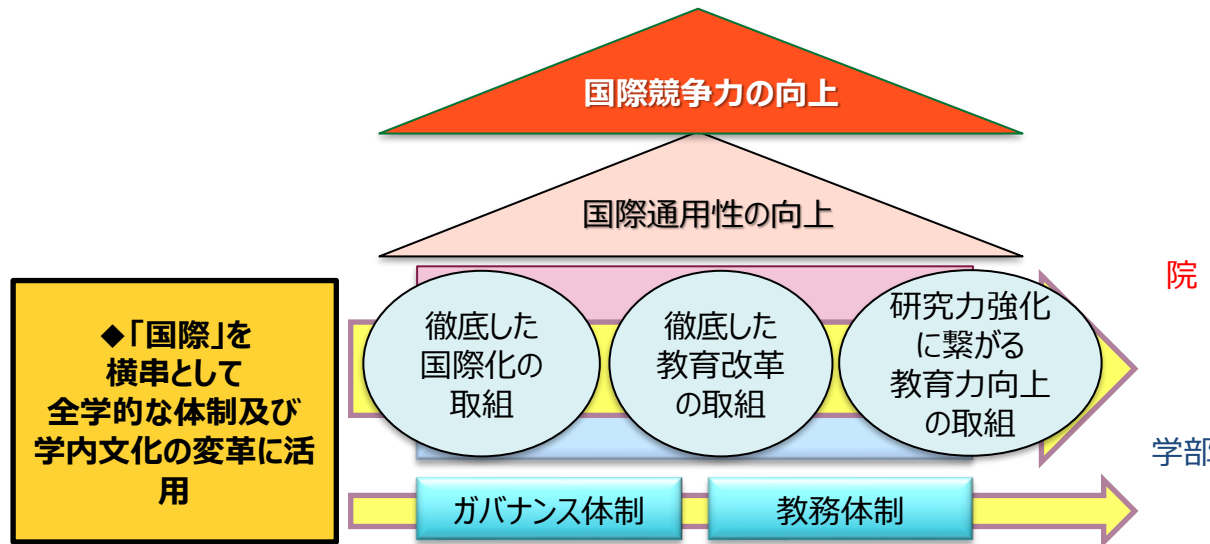
スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

（事業期間：最大10年間(2014年度～2023年度)）

- **トップ型 13件×@105百万円**
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
- **グローバル化牽引型 24件×@47百万円**
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（135百万円×1件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）



成果

事業選定37大学における
トップレベルの国際化の
取組の推進
(例)
事業開始前に比べ、
・外国語による授業科目数は
約2倍に増加
・受入外国人留学生数は
約1.5倍に増加

本事業の優れた成果や
取組の国内外に対する
戦略的な情報発信

令和3年度～
成果の横展開を目的とした
「大学の国際化促進フォーラム」構築

・海外における我が国の
高等教育の**国際的な
評価の向上**
・我が国の**大学全体の
国際化の推進**

ニューノーマルにおける大学の国際化促進フォーラム形成支援

背景 目的

- 我が国の高等教育における国際化施策はグローバル30からGGJ、そしてSGUと、弛むことなく12年が経過。SGUは事業開始8年目を終える中、各採択大学の構想の下、国際対応力強化や国際通用性向上の取組みが多様な形で進展。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の世界的発生により国境を越えた移動が制限される中、オンラインを活用した教育・交流が急速に進展。
- 事業残り3年となる今、国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備することによりニューノーマルに向けた我が国の高等教育の更なる国際通用性・競争力の強化を図る。

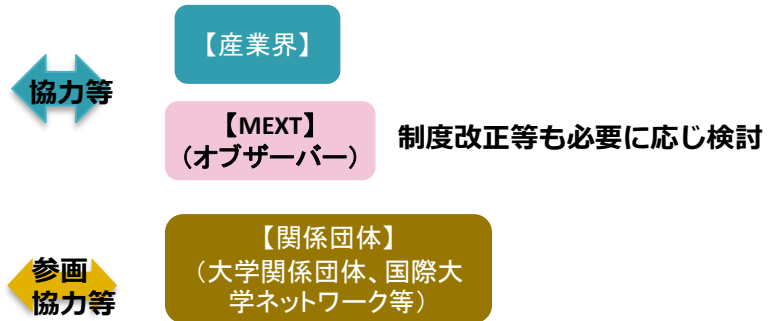
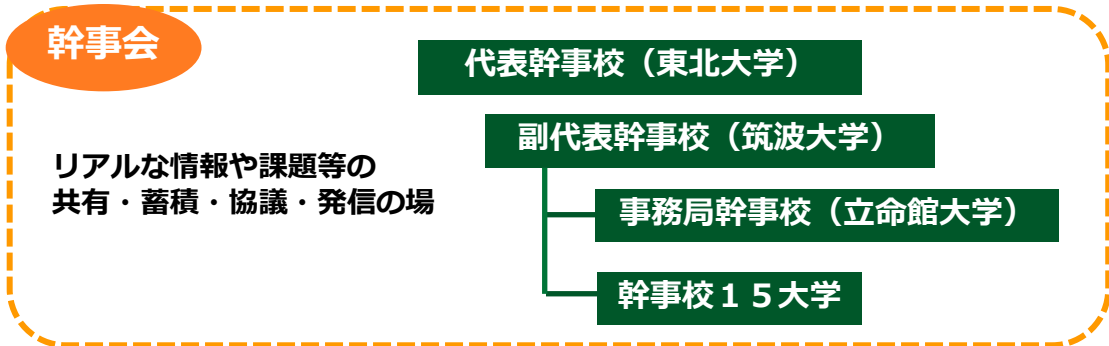
◆ ニューノーマルに向けてSGU採択大学を中心に展開力採択校・希望する大学等による「国際化促進フォーラム」を形成。

概要

- 我が国大学の国際化をオールジャパンで促進する大学の主体的な活動の場として、SGU採択校を中心に世界展開力採択校及び希望する大学・機関等がフォーラム会員となり、文部科学省等関係機関とも連携しつつ、大学の国際化に関わる取組みや研究の実施・共有・展開、情報の提供・共有を行う連携体
- 18大学による19プロジェクトが活動の中心となり、希望する大学が自大学の国際化戦略等を踏まえプロジェクトに参画し、プロジェクト間においても更に有機的な連携を進めることで、新たなグッドプラクティスを生み出し、我が国高等教育全体の強靱かつ多様な国際化を促進。
- SGU事業終了後（R6～）は、自律的運営組織へと発展させることを前提とする。



プロジェクト全体をつなぐ、オールジャパンで結成する日本発オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」他、リクルート、カリキュラム、キャリア教育等の多様なプロジェクト構成



●オンライン国際教育プラットフォーム事業 「Japan Virtual Campus」 イメージ

「日本発の国内外大学で構成するコンソーシアムによるオンライン科目の発信」

背景目的

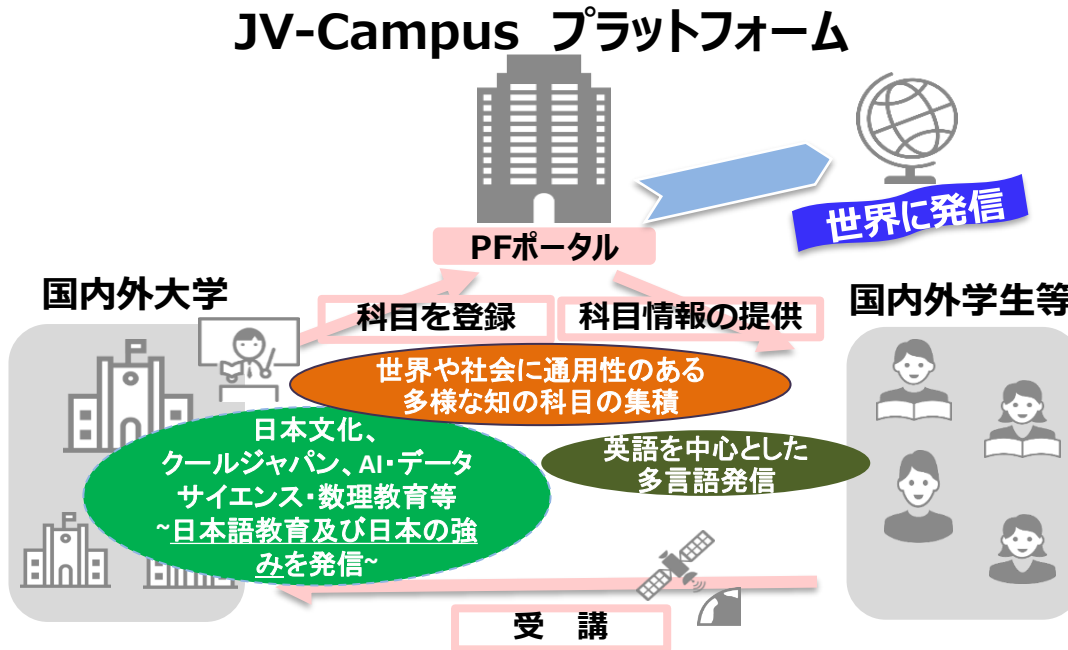
- 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、**教育のオンライン化が世界的に一挙に進展**。留学生及び研究者の流れも大きな変化の見られる様相。
- 今後は、国際教育においても、**リアル**の教育・交流の価値を高める、**オンライン**を活用した教育・交流の可能性を如何に引出すかが重要。
- **ニューノーマルにおける我が国の高等教育の国際教育・交流の環境として**、オンライン教育を活用した**留学に繋がる環境整備**を行う。
- これにより、**優秀な外国人留学生の確保、日本人留学生の新たな留学環境の整備等、国際競争力ある教育環境**に貢献。

概要

- ☑ 国際競争力ある教育を**オンラインで国内外に開放できるプラットフォームを構築**し、海外に向けては**日本の強みと魅力ある教育を提供しつつ、大学間においては優れた教育リソースを共有**。国際競争力のあるハイブリッド教育にも繋がる環境を整備
- ☑ **外国語**による授業から**日本語教育及び日本の強みを発信する授業**等まで、**多様な授業を集積し、多様なスキームを包含するシステム**（※）を構築

※スキームのイメージ

- 個別協定を結ぶことなく**単位互換が可能な仕組**
- 単位認定は伴わないが**履修証明を行う仕組**
- 一定のスキームに
応じる大学同士が
活用する**単位互換
制度等**
- 他大学オンディ
マンド講義を自大学
科目として扱える
仕組



開放性ある多様なスキーム

- ① **世界・社会に開かれた無料講座**
- ② **履修証明**科目【サーティフィケート】（有料・無料）
- ③ **単位認定**科目【マイクロクレデンシャル】（ " ）
- ④ **学位取得に繋がる科目群** 等

多様なオンライン形態

- ① **オンディマンド講義**
- ② **双方向のオンライン講義**
- ③ **オンライン共同演習** 等

期待される効果

- **優秀な外国人留学生確保、ニューノーマルな留学環境整備に貢献**
- 自大学の強みを国内外にアピールし**ブランド形成とインバウンドに寄与**
- 自大学にない科目を享受。**アウトバウンドや大学全体の国際的価値の向上、教育コストの効率化による経営強化**
- グローバルな視点で**地域社会をリードする人材の創生、リカレント（職業スキル）教育への貢献を加速**。

「Japan Virtual Campus (JV-Campus) における 共同利用コンテンツの開発

令和4年度第2次補正予算額

3億円

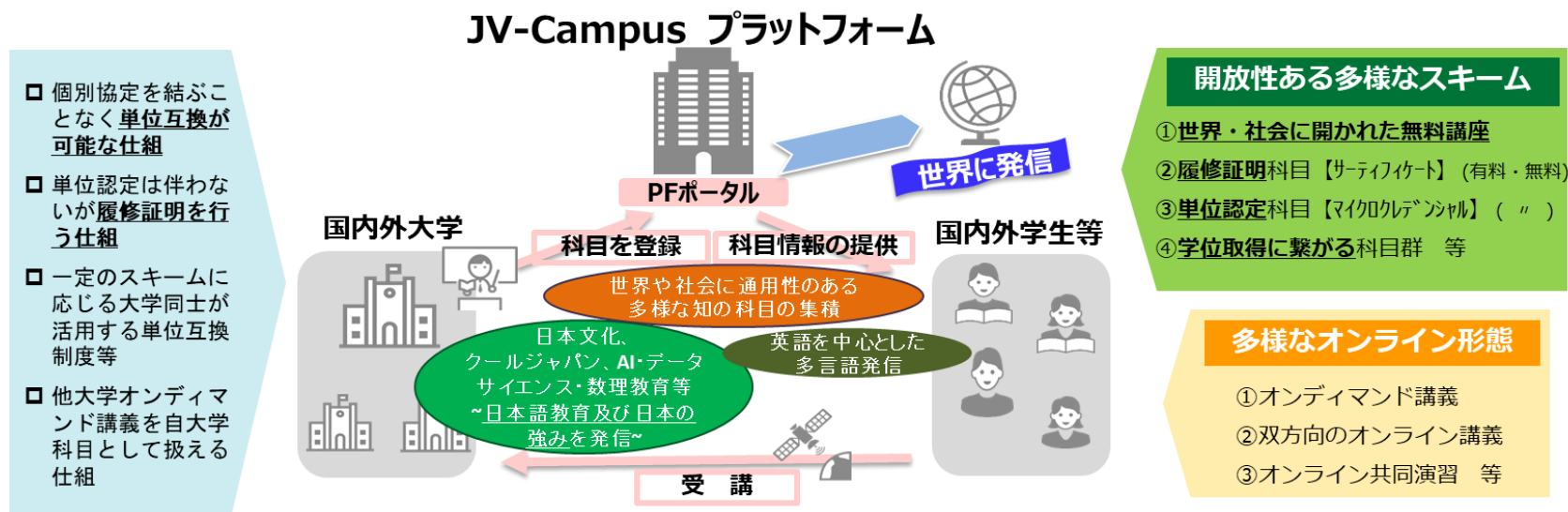


背景・課題

○ポストコロナ時代に入りつつある今、コロナ禍で停滞した留学生の流れを我が国に向け、オンラインを活用しつつ優秀な外国人留学生を獲得し、高度人材として我が国への定着を促進する必要がある。また、優秀な留学生との交流促進やオンラインを活用した新たな国際教育の推進は、グローバル人材育成の基盤となり、人への投資の抜本的な強化につなげることが重要となる。

事業内容

- 徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援をする「スーパーグローバル大学創成支援事業」において取組が進む、日本発のオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」において、優秀な外国人の日本の大学への誘引、受入から定着まで、全国の大学が「共同利用できる教育コンテンツ」の整備を加速化し、外国人留学生呼び込みのハブとなる基盤を構築する。
- このため、「日本語教育」「AI・データサイエンス・数理教育」「日本の文化(含む、クールジャパン)」を中心に、優秀な外国人留学生に対し訴求力あるコンテンツを集中的に開発し、提供を加速化する。



アウトプット(活動目標)

○日本の大学全体にとって、JV-Campusをハブとした世界中の学生を対象とした留学生獲得戦略を可能とする

アウトカム(成果目標)

- 優秀な外国人留学生確保、ニューノーマルな留学環境整備に貢献
- 自大学の強みを国内外にアピールしブランド形成に寄与
- 自大学にない英語による科目を享受。日本人学生の海外留学の促進や大学全体の国際的カリキュラムの充実、教育コストの効率化による経営強化

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 継続的な日本への高度専門人材誘導の基盤となり、人への投資の抜本的な強化等につながる
- 地方大学にとっては、高度人材やグローバルな視点で地域社会で活躍する人材獲得につながり、地方創成に貢献

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。（事業期間：最大5年間）

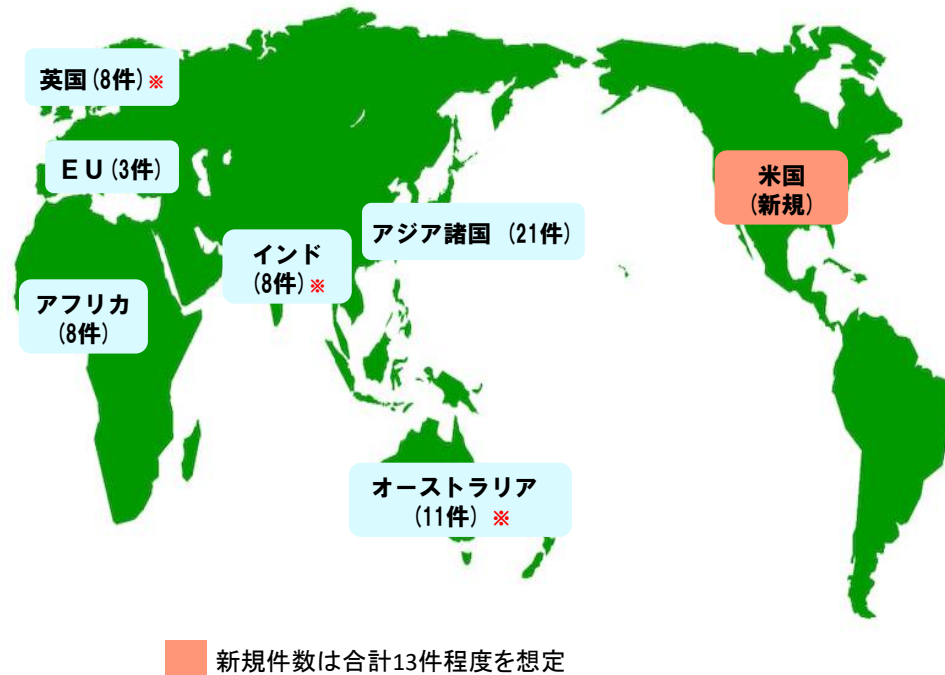
取組例

- ✓ 先導的・大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国
2019 ～ 2023	EU
2020 ～ 2024	アフリカ
2021 ～ 2025	アジア諸国
2022 ～ 2026	インド太平洋地域等
2023 ～ 2027	米国（新規）

上記の他、審査・評価等経費（0.4億円×1件）

※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。



成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」



- ・留学の魅力や方法について情報を提供することにより、日本全体で若者や日本の海外留学の機運を醸成する。
- ・政府だけではなく、官民協働のもと社会総掛かりで意欲と能力ある全ての日本の若者が海外留学に一步踏み出せるよう取り組む。
- ・2027年を目途に激減した日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復。

大学等の海外留学支援制度（国費による支援） 78億円（70億円）

- 学位取得を目指し、海外の大学院、学部留学する日本人学生を支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）。
- 【大学院学位取得型：829百万円（350人）】
 - ・奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円*
 - ・授業料支給上限額：2,500千円
 - ・臨時の渡航支援金：160千円（156人）
- 【学部学位取得型：660百万円（250人）】
 - ・奨学金月額：59千円、74千円、88千円、118千円*
 - ・授業料支給上限額：2,500千円
 - ・臨時の渡航支援金：160千円（93人）
- 大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ1年以内の留学をする日本人学生及び我が国の高等教育機関で1年以内受け入れる留学生を支援（協定派遣型・受入型）。
- 渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る。
- 【協定派遣型：4,605百万円（16,900人）】
 - ・奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円*
 - ・家計基準による渡航支援金：160千円（710人）
 - ・臨時の渡航支援金：130千円（2,509人）
- 【協定受入型：1,600百万円（5,000人）】
 - ・奨学金月額：80千円

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～ （民間資金による支援）

※2023年度～2027年度

- 民間の協力を得て、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度。
- 2023年度～2027年度においては、日本の未来を創る“グローバルリーダー像”と留学を通じた学びをアップデートし、日本の社会課題解決や産業創造に貢献する人材を育成。
- 産学官が連携した支援コースを設定し、留学の質の向上、留学の目的明確化のため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学後のコミュニティを提供。
- 大学生等を対象とするコースでは、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となる人材を輩出すべく支援。
- プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

令和5年度予算額(案) : 255億円
(前年度予算額) : 262億円



1. 日本留学への誘い

日本留学海外拠点連携推進事業

4.0億円(4.5億円)

リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

2. 入試・入学・入国の入り口の改善

国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託費 0.6億円(0.3億円)

諸外国の優秀な留学生を選抜するため、国費外国人留学生制度(大使館推薦)に相応しい試験問題を作成。

留学生受入れ促進プログラム(予約枠)

32.5億円(34.1億円)の一部

我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。

3. 大学等のグローバル化の推進

- ・スーパーグローバル大学創成支援事業 : 26億円(30億円)
- ・大学の世界展開力強化事業 : 13.5億円(10.5億円)

4. 受入れ環境づくり

外国人留学生奨学金制度

223億円(224億円)

- ・国費外国人留学生制度 181.5億円(11,148人)
- ・留学生受入れ促進プログラム 32.5億円(6,611人)【再掲】
- ・高度外国人材育成課程履修支援制度 1.9億円(800人) 等

※参考:海外留学支援制度(協定受入) 16億円(5,000人)



外国政府派遣留学生の予備教育等

1.1億円(1.1億円)

中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるにあたり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等を支援。

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

留学生就職促進プログラム

0.9億円(0.7億円)

各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育(日本企業論等)」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

(独)日本学生支援機構運営費交付金(留学生事業)

59億円(61億円)

日本留学試験の着実な実施、留学生宿舎の運営、奨学金の支給等を実施。

※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む

(独)日本学生支援機構施設整備補助金

1.0億円(4.2億円)

国際交流施設等の整備を実施。

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ) 海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理の徹底**
 - **教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止**

○安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、**むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提**となるもの。



○**安心して教育研究活動を行うために、大学の適切な対応が不可欠。**

まず大学に取り組んでいただきたいこと

【背景】大学等の教育研究活動のグローバル化の進展、科学技術の高度化等に伴い、大学等からの機微技術の流出が問題となるケースが多様化



【対応】安全保障貿易管理に対する理解と効果的な学内の体制整備の構築が重要

「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について（依頼）」（令和4年3月8日）

★経営層の正しい認識が重要

1. 必要な体制の整備

- 留学生の受入れや所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要（例）既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2. 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- サポート資料の活用

3. 必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

（例）近隣大学のネットワークで対応

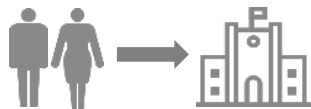
大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

大学等の身近な例

●外国人研究者・留学生の受入れ



●国際共同研究



●外国出張



●国際学会



外為法に基づく安全保障貿易管理

- 我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要
- 特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

大学等に求められる主な取組

- **組織体制の整備・運用**
 - ・担当部署等の決定・設置
 - ・関係規程の策定
 - ・学内研修 等
- **技術の提供や機器等の輸出の確認手続**
 - ・定められた手続の徹底（用途・相手先等の確認 等）
- **研究者・留学生等の出入国等における確認手続**
 - ・留学生等への技術提供等に係る管理
 - ・共同研究の実施時の管理 等



文部科学省の取組

- 大学・研究機関等に組織的な輸出管理体制の構築を要請する通知を发出
- 文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施
- 文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施
- 文科省・経産省合同で、**大学における体制整備の状況確認等のための調査**を毎年実施

今後の方向性

- 引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイドンス」の周知を図るなど、大学等における体制整備を進める。
- 大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランスを図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の研究者が萎縮することのないよう、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。**

大学における体制整備・規程策定状況

<体制> 輸出管理担当部署の設置状況

2019年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：299校（対象321校）
【2020年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 24校 (70.6%)
私立大学 106校 (59.2%)

※前年度比 12.4%改善
計 216校 (72.2%)

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：320校（対象327校）
【2021年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 28校 (71.8%)
私立大学 125校 (64.1%)

※前年度比 2.5%改善
計 239校 (74.7%)

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月現在】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 32校 (78.0%)
私立大学 137校 (69.5%)

※前年度比 4.0%改善
計 255校 (78.7%)

<規程> 関係規程の策定状況

2019年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：305校（対象321校）
【2020年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 21校 (60.0%)
私立大学 91校 (49.5%)

※前年度比 18.9%改善
計 198校 (64.9%)

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：320校（対象327校）
【2021年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 25校 (64.1%)
私立大学 101校 (51.8%)

※前年度比 1.4%改善
計 212校 (66.3%)

2021年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数：324校（対象329校）
【2022年4月現在】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 30校 (73.2%)
私立大学 126校 (64.0%)

※前年度比 8.4%改善
計 242校 (74.7%)

【調査実施対象】

- 2019年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の321校
- 2020年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の327校
- 2021年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の329校

大学における体制整備・規程策定状況等（2021年度調査結果詳細版）

※回答数は、国立大学86校、公立大学41校、私立大学197校の計324校。

	項目	国立	公立	私立	計
必須	①該非確認責任者を定めている大学数【※1】	86 (100.0%)	31 (75.6%)	128 (65.0%)	245 (75.6%)
	②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】	86 (100.0%)	32 (78.0%)	137 (69.5%)	255 (78.7%)
	②-1うち、専任部署を設置している大学数	10 (11.6%)	0 (0.0%)	4 (2.9%)	14 (5.5%)
	③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】	86 (100.0%)	30 (73.2%)	126 (64.0%)	242 (74.7%)
	③-1規程はないが、確認手続きを定めている大学数を含む	86 (100.0%)	31 (75.6%)	131 (66.5%)	248 (76.5%)
推奨 (一部必須)	④外国人留学生等の受入れ時における技術提供の確認手続きを規定している大学数【※4】	86 (100.0%)	29 (70.7%)	110 (55.8%)	225 (69.4%)
	⑤取引相手先を確認している大学数（入口管理）【※5】	85 (98.8%)	32 (78.0%)	136 (69.0%)	253 (78.1%)
推奨	⑥帰国時の注意喚起を実施している大学数（出口管理）【※6】	53 (61.6%)	21 (51.2%)	86 (43.7%)	160 (49.4%)
	⑦リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数	55 (64.0%)	17 (41.5%)	67 (34.0%)	139 (42.9%)

※1 貨物の輸出や技術の提供（入国後6ヶ月未満の留学生への教授等）を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。

※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制（業務分担・責任関係等）を定めることが必須。

※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。

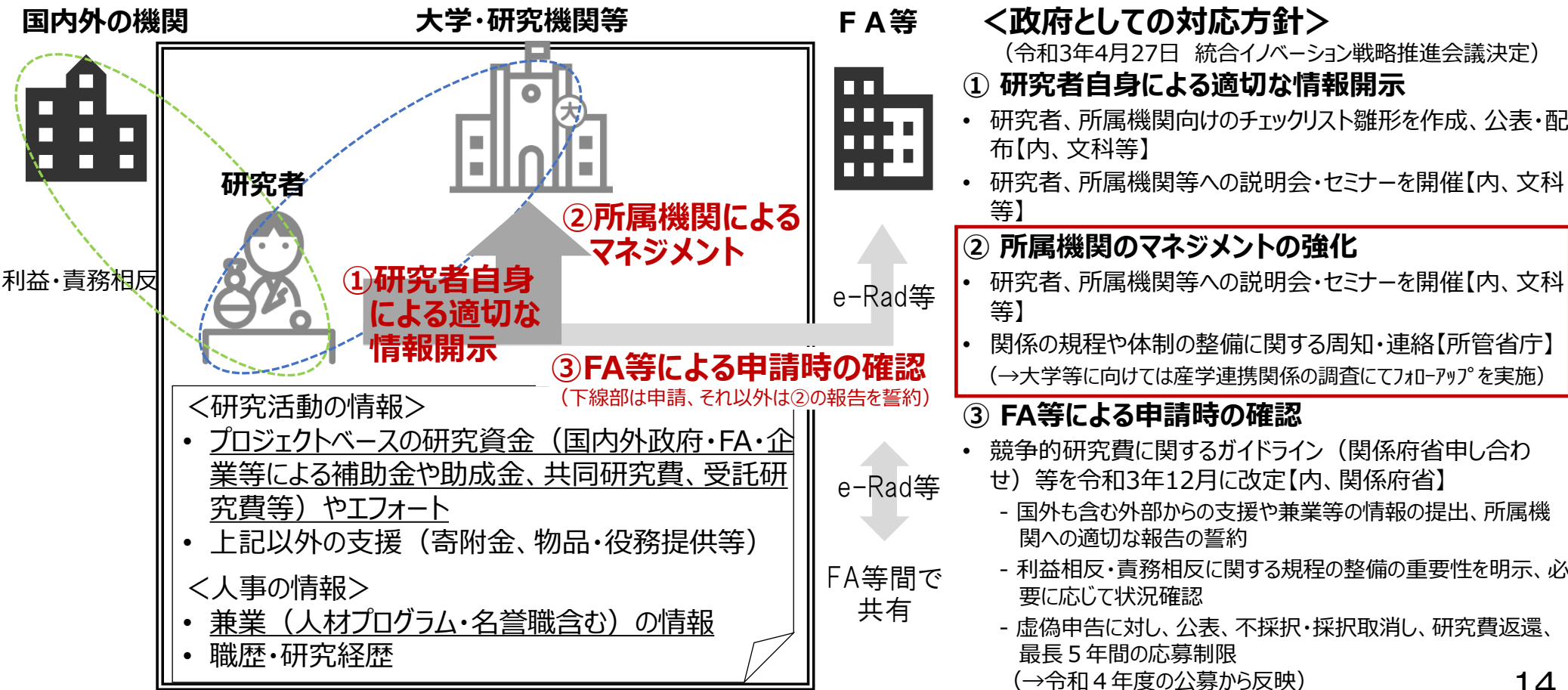
※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨（リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。）

※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨（リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。）

※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。

研究インテグリティの確保に係る取組の全体像

- 研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として**研究活動の透明性を高め、国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくことが必要。**
- 具体的には、国内外の研究資金・支援や兼業・職歴等の情報について、①**研究者自身**による適切な情報開示、②**所属する大学・研究機関等**による**マネジメント**を基本としつつ、①・②を促すため、③**公的資金配分機関（FA等）**は公的資金を配分する立場から申請時に追加情報を求めて不合理な重複等を確認する。
 (※) FA等は、研究者から、研究資金・兼業の情報とともに、支援・職歴等の所属機関への適切な報告の誓約を求める



「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」 （平成29年2月17日文科科学省大臣官房国際課長通知）について

【通知文より抜粋】

昨年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。

これを受け、去る1月23日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文科科学省に対し協力要請がありました。

文科科学省としては、平成18年3月24日付け文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成21年11月24日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、別添の外務省からの通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

主文10

決議第2270号（2016年）17の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

主文11

全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。

- (a) 核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。
- (b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

(本決議に係る連絡先)
文部科学省大臣官房国際課 TEL：03-6734-3046